

丸亀市生涯学習人材バンク登録要項

令和4年6月28日制定

令和6年4月1日改正

令和8年4月1日改正

1 目的

この要項は、多様な生涯学習に対応した学びの機会の充実を図り、学んだ知識及び技能を地域に還元するとともに、地域課題の解決等につなげていくことを目的とする「丸亀市生涯学習人材バンク登録制度」（以下「人材バンク」という）に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 登録要件

人材バンクに登録できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 生涯学習活動に関する講師又は指導者として活動する意思を有すること
- (2) 生涯学習に関する知識、技能又は経験等を有し、地域住民等からの依頼に応じて指導等を行うことができること
- (3) 登録申請を行う日の年齢が満18歳以上であること
- (4) 政治活動、宗教活動、営利活動又は選挙活動等、公序良俗に反する活動を目的としないこと
- (5) 講師としての謝金が、社会通念上著しく高額とならないこと

3 登録申込方法等

1 人材バンクへの登録を希望する者は、次のいずれかの方法により登録申込みを行うものとする。

- (1) 「丸亀市生涯学習人材バンク登録申込書（兼掲載承諾書）（様式第1号）」（以下「登録申込書」という）に必要事項を記入し、メール、FAX又は持参により、市に提出する方法
- (2) 市が指定するWEBフォームに必要事項を入力し、送信する方法

2 前項の申込みにより提出又は送信された情報のうち、次の事項については、人材情報として丸亀市ホームページ等において公表するものとする。

- (1) 氏名または団体名
- (2) 指定分野
- (3) 指導内容の説明
- (4) 所持資格
- (5) 実績
- (6) 自己PR
- (7) 費用
- (8) 指導対象
- (9) 指導人数
- (10) 指導時間

4 登録の完了

新たに人材バンクへ登録された者に対しては、登録の完了を通知するものとする。

5 登録期間

登録は年度ごとに行うものとし、登録期間は、登録申込書の受付日の属する月の翌月1日から翌年度5月31日までとする。

6 登録情報の取扱い

人材バンクに登録された情報（以下「登録情報」という）は、市が次に掲げる目的の範囲内で使用するものとする。

- (1) 人材バンクに関する連絡のため
- (2) 利用希望者・登録者への情報発信のため
- (3) 瀬戸内中讃定住自立圏域内（丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町）の自治体及び市内コミュニティ、学校等と情報を共有し、学びや体験活動に携わる実践人材情報として活用するため
- (4) その他連絡調整に必要な場合

7 登録情報の変更

登録者は、登録情報に変更が生じた場合は、変更が生じた日から3か月以内に、次のいずれかの方法により届出を行わなければならない。

- (1) 「丸亀市生涯学習人材バンク登録（変更・抹消）届出書（様式第2号）」を市に提出する方法
- (2) 市が指定するWEBフォームに必要事項を入力し、送信する方法

8 登録の継続

登録期間満了後も引き続き人材バンクへの登録を希望する場合は、有効期限が満了するまでに、次のいずれかの方法により新たな登録申込みを行うものとする。

- (1) 登録申込書を市に提出する方法
- (2) 市が指定するWEBフォームに必要事項を入力し、送信する方法

9 登録の抹消

1 登録者は、人材バンクからの登録抹消を希望する場合は、次のいずれかの方法により届出を行うものとする。

- (1) 「丸亀市生涯学習人材バンク登録（変更・抹消）届出書（様式第2号）」を市に提出する方法
- (2) 市が指定するWEBフォームに必要事項を入力し、送信する方法

2 市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、登録情報を抹消することができるものとする。

- (1) 登録要件を満たさなくなったとき
- (2) 登録期間満了までに新たな登録申込みが行われなかったとき

10 人材バンクの利用

- 1 利用を希望する者は、「丸亀市生涯学習人材バンク利用申込書（様式第3号）」を提出、又は市が指定するWEBフォームにより申込みを行うものとする。
- 2 利用申込があった場合、市は、講師への確認を行った上で、利用申込者に講師の連絡先を通知するものとする。
- 3 利用申込者は、日程、内容及び謝金等について、講師と直接協議するものとする。
- 4 事業終了後、利用者は、「丸亀市生涯学習人材バンク活用事業実施報告書（様式第4号）」を提出、又は市が指定するWEBフォームにより報告を行わなければならない。

11 留意事項

- 1 人材バンクに登録された場合であっても、必ずしも活動の依頼が行われるものではない。
- 2 市は、登録情報の正確性及び利用目的への適合性等について、これを保証するものではない。
- 3 登録者及び利用者間に生じた紛争については、当事者が自己の責任及び費用において解決するものとする。